

# デイサービスセンター楽生苑 料金表

サービス利用料金（通所介護サービス）

令和6年4月1日現在

サービス内容略称	1割負担 の場合 単位（円）	2割負担 の場合 単位（円）	3割負担 の場合 単位（円）	
要介護1	658	1,316	1,974	1回につき 通常規模型 7時間以上8時間未満のサービス提供
要介護2	777	1,554	2,331	1回につき 通常規模型 7時間以上8時間未満のサービス提供
要介護3	900	1,800	2,700	1回につき 通常規模型 7時間以上8時間未満のサービス提供
要介護4	1,023	2,046	3,069	1回につき 通常規模型 7時間以上8時間未満のサービス提供
要介護5	1,148	2,296	3,444	1回につき 通常規模型 7時間以上8時間未満のサービス提供
個別機能訓練加算 I (イ)	56	112	168	多職種が共同して、利用者ごとの心身の状況に応じて身体機能及び生活機能の向上を目的とした訓練項目設定し、個別機能訓練計画書を作成し、機能訓練指導員が直接機能訓練を実施した場合
入浴介助加算 (I)	40	80	120	1回につき（入浴介助を適切に行うことができる人員を配置し、定期的な研修を受けた職員が対応した場合）
サービス提供体制強化加算 (I)	22	44	66	1回につき（介護職員の総数から介護福祉士が70%以上の場合）
中重度ケア体制加算	45	90	135	要介護3以上の利用者を積極的に受け入れる体制を整えている場合
認知症加算	60	120	180	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者を受け入れた場合
科学的介護推進加算	40	80	120	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等の係る基本的な情報をLIFE(科学的介護情報システム)を用いて厚生労働省に提出していること。 必要に応じてサービス計画を見直すなど、有効に必要な情報を活用していること。
通所介護送迎減算	△94	△188	△282	1回につき 利用者が事業所と同一建物で生活している場合
通所介護送迎減算	(片道) △47	(片道) △94	(片道) △141	1回につき 利用者について送迎を行わなかった場合
介護職員処遇改善加算 I	5.9%	5.9%	5.9%	所定単位数に加算率を乗じた単位数で、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外します。
介護職員等特定処遇改善加算 I	1.2%	1.2%	1.2%	所定単位数に加算率を乗じた単位数で、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外します。
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.1%	1.1%	1.1%	所定単位数に加算率を乗じた単位数で、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外します。
食費	750	750	750	(昼食1食分)おやつ料金も含む